



Title	沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置（施設庁・開発庁 了解事項48.8.6 外務省外交史料館レファレンス番号： H222441）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.1 公開日：平成23年2月18 日 外務省外交史料館管理番号：2011-0014 CD・DVD番 号：H22-014
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

施設庁・開発庁了解事項①

知事

中

(文書処理上の記事)	文書番号	第	号	存	書
	受付	昭和	年	月	日
	起案	昭和	年	月	日
	決裁 (供覧)	昭和	年	月	日
	施行	昭和	年	月	日

内閣府副官長
 内閣府議室長
 了
 内閣府議室次官

防衛事務次官
 防衛施設局長
 次長
 総務局長
 総務部次官

神尾南次郎
 藤田 隆
 高橋 武夫
 岡崎 武彦
 藤田 隆
 高橋 武夫
 岡崎 武彦

起案者
 係
 番

協議乞
 防衛施設片
 立石総務課長
 施設片係長

(件名)
 神尾氏等に対する請求権問題等
 了解事項について
 上記の件について防衛施設
 長が神尾氏等に対して別紙

総 理 府

上記の了解事項を取纏める
 ための昭和48年8月6日付の
 二紙を添付して同封

了解事項

一、いめゆる沖繩における対米請求権問題については、当面、防衛施設庁が中心となり、沖繩庁との協力の下に、早急に調査を行い、実情の把握に努める。

二、右の調査結果に基づき、事業の処理については、防衛施設庁および沖繩庁、他関係省庁協議の

上、処理するにとし、その協議が整わないうちは、内閣審議室において調整を行う。

三、いめゆる対米請求権問題に關する現地における住民からの相談、要望の受付は、防衛施設局が当るにとし、沖繩庁、沖繩総合事務局もその意図となり、協力するものとする。

その他、現地における住民等
らの苦情の受付については、原則
として沖縄開発庁沖縄総合
事務局が当るとする。

総
理
府